

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項及び第26条第1項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年8月26日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人さきがけ技術振興会

(2) 代表者の氏名

内海 博司

(3) 主たる事務所の所在地

京都市左京区田中門前町103番の5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、我が国で着想された革新的な技術の実用化とその原理について考察し、新しい用途を提案し、さらに社会への貢献可能性も含めて評価することにより、国内はもとより国際的に広く認知させ、人類の福祉と環境の保全に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成25年8月12日

(文化市民局地域自治推進室)